



- I. 少数株式取得における企業結合規制
- II. 台湾の株式公開発行会社による保証の提供に関する規制について  
～日本企業が台湾企業と合併事業を営む場合の留意点～

2016年  
1月号

## I. 少数株式取得における企業結合規制

執筆者：中島和穂

合併・買収の実行においてハードルとなりうる事項の一つとして、各国の独占禁止法や競争法に基づく企業結合規制が挙げられます。二社が経営統合する際に採用される合併、株式交換や過半数の株式取得について競争当局への企業結合届出が必要となるのみならず、過半数に満たない株式取得(少数株式取得)についても企業結合ファイリングが必要となることがあります。本稿では、少数株式取得における企業結合規制を説明します。

企業結合規制には、大要、二つの問題があり、①各国の競争当局への届出が必要となるか否かという手続的論点、②企業結合が競争を制限するものであるか否かという実体的論点に分けられます。

例えば、競争を制限する懸念がない場合であっても、後述する数値要件を満たせば、競争当局への届出が必要となり、場合によっては、スケジュールに影響を与えることがあります。他方、数値基準を満たさないため、競争当局への届出は不要であるが、競争を制限することを理由に、企業結合が禁止されることがあります。

以下では、まず手続的論点を説明し、次に、実体的論点を説明します。

### 1. 少数株式取得に関する企業結合届出

ある少数株式取得が競争当局への企業結合届出が必要となるか否かは、大きく分けて、(1)届出対象と定められた企業結合への該当性、及び、(2)取引当事者の売上高等の数値基準への該当性によって判断されます。

まず、(1)について主要国が届出対象と定める企業結合は以下の通りです。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

国	届出対象となる企業結合(株式取得関係)
日本	議決権保有割合が新たに 20%又は 50%を超えることとなる場合
米国	以下の何れかに該当する場合を除き、あらゆる議決権付株式取得が対象となる。 ①投資目的のみの 10%以下の取得の場合、②投資目的のみ等一定の要件を満たす機関投資家による 15%以下の取得の場合、③既に 50%を保有している場合、④米国外の者による米国外発行体の株式取得であって、50%未満の取得の場合。 * ①及び②の「投資目的のみ」の要件は狭く解されており、競合他社の株式取得の場合には当該要件を満たさない場合があるとされる。
欧州	Control の取得、つまり、対象会社に対して決定的な影響力(decisive influence)を行使できること
中国	Control の取得、つまり、対象会社に対して決定的な影響力(decisive influence)を行使できること

日本や米国の独禁法は数値基準を定めますが、欧州や中国は、支配権(control)、つまり、対象会社に対する影響力の有無について諸事情を考慮して判断するとされています。日本や米国の場合には、支配権が生じない場合であっても、数値基準にヒットすれば、届出が必要となる場合があります。

欧州や中国の競争法における control の判定は、対象会社の株主構成(取得する議決権比率、他の株主の議決権比率の対比など)や取締役会の構成、株主総会や取締役会での決議ルール、経営陣の指名、当事者間の商業上の契約関係等を考慮し、対象会社の経営に関する戦略的な意思決定への影響力を行使できるか否かで判断されます。言い換えれば、少数株主の経済的な利益を守るために少数株主に通常与えられる権利を有する限りは、決定的な影響力(decisive influence)を有するものではないとされます。但し、この両者の境界線は曖昧であり、欧州と中国は decisive influence という同一の用語を用いますが、両国において届出が必要となる範囲が同一とは限らず、中国の方が範囲が広いと述べる実務家もいます。

また、欧州については、欧州連合レベルでのファイリングは、control の不存在により不要であっても、加盟国レベルでの届出が必要となる場合があることに留意を要します。例えば、オーストリアでは 25%の株式取得、ドイツでは 25%の株式取得が、届出対象となる企業結合に該当します。また、英国は、任意の届出制度を採用していますが、対象会社に対して重大な影響(material influence)を有することとなる場合には審査対象となるとされており、25%超の議決権付株式取得のみならず、それ以下の場合(典型的には 15%以上の議決権付株式取得)も含まれるとされています。

また、②の数値基準は以下の通りです。取得側グループ及び対象会社グループの数値により判断されますが、何れも対象国における売上高を閾値として採用していますが、それに加えて、全世界の売上額、全世界や対象国における資産額等を閾値とする国もあります。

国	数値基準(株式取得関係)
日本	①取得側の企業結合集団の国内売上高 200 億円超、かつ、 ②株式発行会社及びその子会社の国内売上高 50 億円超
米国	①取引の結果、3 億 510 万米ドルを超える議決権付証券を取得することとなる場合、又は、 ②取引の結果、7630 万ドルを超え、かつ、3 億 510 万米ドル以下の議決権付証券を取得することとなる場合であって、一方当事者グループの全世界の売上又は資産が 1530 万ドルを超え、かつ、他方当事者グループの全世界の売上又は資産が 1 億 5250 万ドルを超える場合 但し、以下の何れかの場合には、届出不要。 (1)米国外の者による米国外発行体の 50%以上の株式取得であって、対象会社グループにおける米国での資産及び売上が 7630 万ドル以下である場合。 (2)米国外の者による米国外発行体の株式取得であって、買収側グループ及び対象会社グループの米国内での売上及び資産が何れも 1 億 6780 百万米ドル未満であって、取引の結果、3 億 510 万米ドル以下の議決権付証券を取得することとなる場合。

<p><b>欧州</b></p>	<p>①当事者グループ全ての全世界の売上が 50 億ユーロを超えること、及び、当事者グループのうち少なくとも 2 社グループの欧州共同体での売上が 2 億 5000 万ユーロを超えること、又は、 ②当事者グループ全ての全世界の売上が 25 億ユーロを超えること、当事者グループのうち少なくとも 2 社グループの欧州共同体での売上が 1 億ユーロを超えること、3 以上の欧州共同体加盟国における当事者グループ全ての売上高の合計が 1 億ユーロ超であること、上記 3 カ国のそれぞれにおいて、2 社グループの売上高合計がそれぞれ 2500 万ユーロ超であること 但し、①及び②の類型においても、当事者グループの何れもが欧州共同体の売上の 3 分の 2 超を同一加盟国内で得ている場合には届出不要。</p>
<p><b>中国</b></p>	<p>①当事者グループ全ての全世界における売上高が 100 億人民元を超え、かつ、そのうちの少なくとも二つの当事者グループの中国における売上高がいずれも 4 億人民元を超える場合、又は、 ②当事者グループ全ての中国における売上高が 20 億人民元を超え、かつ、そのうちの少なくとも二つの当事者グループの中国における売上高がいずれも 4 億人民元を超える場合</p>

## 2. 少数株式取得による競争の制限

競合他社である二社が経営統合をする場合には、当事者である二社間の競争は消滅することとなりますが、競合他社に対する少数株式取得の場合には、①経営統合と同様に取得側が支配権(Control)を獲得し、取得側と対象会社側の競争が消滅する場合、及び、②取得後も取得側及び対象会社側の競争が継続する場合があります。①の場合には、経営統合と同様の視点で分析されることとなりますが、②の場合には、経営統合と違った視点での競争法分析が必要となります。この点は、1 で述べた届出制度とは別の実体的な規制であり、control を取得しない少数株式取得でも届出を必要とする米国や日本のみならず、control を取得しない少数株式取得については届出を不要とする欧州や中国でも同様の視点で検討されます。

上記②について、米国の水平合併ガイドラインは、3 つの視点を挙げています。つまり、(1)買収企業が議決権を行使すること等により、対象会社の競争行動に影響を及ぼす能力を獲得すること、(2)対象会社の損失の一部を買収企業が負担することとなるため、買収企業が対象会社と競争するインセンティブをなくすこと、(3)買収企業が対象会社の非公表の機微情報にアクセスできるようになることで、買収企業と対象会社との競争に悪影響を与えることを挙げています。日本の独禁法においても担当官が同様の解説を述べています。

具体的な事例としては、ある会社 A が競合他社 B の少数株式を取得する場合や、ある会社 A の株式を保有するファンド C が A の競合他社 B の少数株式を取得する場合等に問題となります。何れの場合であっても、A 社及び B 社は、少数株式取得後も、独立の主体として、お互いに競争する状況にあるか否かが審査されることとなります。そのような分析の結果、競争の制限が認められた実際の事案では、B 社株式の取得が認められなかったものや、B 社の株式の取得は認めるものの、A 社及び B 社との間で機微情報が交換されないように情報障壁を設けることが求められたり、後者のファンド C 社のケースでは、B 社株式取得を認める条件として、A 社株式の売却が義務づけられることもあります。



なかじま かずほ  
**中島 和穂**

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士  
[k.nakajima@jurists.co.jp](mailto:k.nakajima@jurists.co.jp)

国内外の企業買収、資本業務提携、ジョイントベンチャー案件や、独占禁止法(企業結合ファイリング、カルテル)案件に多数関与。また、一般企業法務、国際取引、知財取引、民事商事紛争等にも幅広く従事。

## Ⅱ. 台湾の株式公開発行会社による保証の提供に関する規制について ～日本企業が台湾企業と合併事業を営む場合の留意点～ 執筆者: 孫櫻情、吳盈徳

### 1. はじめに

近時、中国、香港、台湾等の中華圏においてはもとより、成長著しい東南アジア各国において、日系企業が台湾系企業と組んでJV会社を設立しビジネス展開をはかるケースが増えています。そうした際、日系企業としては、当該JV会社の資金調達等を目的としてJVパートナーである台湾系企業による保証の提供を期待するケースも珍しくないと考えられますが、他方で、かかる台湾系企業が台湾の株式公開発行会社<sup>1</sup>又はその子会社(以下、「台湾の株式公開発行会社等」と総称します。)に当たる場合には、台湾証券取引法及びその下位規範に基づく保証規制の対象とされることから、期待した保証の提供を得ることができなかつたり、又はJV会社に対して出資する日系企業が逆に出资比例に応じたプロラタでの保証提供を事実上強いられることになるといった思わぬ落とし穴も、現実の問題として散見されるようです。

そこで本稿では、上記のような台湾系企業をパートナーとした日系企業によるJV投資の例にフォーカスし、台湾の株式公開発行会社等による保証の提供に関する規制の概要について説明します。

### 2. 規制についての根拠法令等

台湾の株式公開発行会社等が他社の債務に係る保証を提供するためには、台湾証券取引法<sup>2</sup>36条の1、及び同法による授權を受け主管機関に当たる行政院金融監督管理委員会(以下、「金管会」といいます。)が定めた「公開発行会社による資金貸与及び裏書・保証に係る処理準則」<sup>3</sup>(以下、「処理準則」といいます。)による規制に従わなければなりません。更に処理準則は、台湾の株式公開発行会社等に対し、これらの会社が保証行為をなす前提として、取締役会決議及び株主総会決議を経た上で、保証等の提供に係る各社ごとの社内規程としての「作業手続規定」(以下、「内規」といいます。)を策定し、これを遵守するよう義務付けています。よって、かかる内規についても処理準則と一体のものとして法的規制の根拠となるため、その内容につき注意する必要があります<sup>4</sup>。内規によって処理準則による保証規制を緩和することは認められませんが、逆に処理準則より更に厳格な保証規制を設けることは妨げられません。

### 3. 処理準則等による規制内容

#### (1) 保証を提供し得る債務者の範囲についての制限

処理準則上、台湾の株式公開発行会社等は、原則として、以下①から③までの何れかに該当する会社を債務者とする債務に

<sup>1</sup> 台湾の株式公開発行会社とは、一般的には、①台湾証券取引所における上場会社、又は店頭取引センターにおける②店頭登録会社若しくは③新興市場上場会社を指しますが、必ずしもこれらには限定されません。なお、台湾証券取引法の適用対象は、原則として台湾の株式公開発行会社(但し、設立地及び設立準拠法は、台湾及び台湾法には限られず、例えばケイマン法人として台湾証券取引所に株式を上場する会社も、ここでいう「台湾の株式公開発行会社」に含まれます。為念。)に限られます。

<sup>2</sup> 中文では、「證券交易法」と表記されます。

<sup>3</sup> 中文では、「公開發行公司資金貸與及背書保證處理準則」と表記されます。

<sup>4</sup> 株式公開発行会社の内規については、MOPS(“Market Observation Post System”の略称。金管会が台湾の株式公開発行会社による情報開示手段として指定する、以下の公開情報観測センターのウェブサイト<sup>1</sup>を指します。<http://mops.twse.com.tw/mops/web/index>)を通じて、閲覧・確認することが可能です。但し、株式公開発行会社の子会社の内規についてまでは通常MOPS上にはアップロードされていませんので、同子会社による保証提供を見込んでJV投資を行おうとする場合等には、予め同子会社の内規についても提示を受け、保証提供の可否や独自の制限の有無等、その内容を確認しておく必要があります。

係る保証以外の保証を提供できない旨が定められています(処理準則 5 条 1 項 1 号乃至 3 号)<sup>56</sup>。

- ① 自社と業務上の取引関係を有する会社
- ② 自社が直接又は間接に、議決権のある株式の 50%超を保有する会社
- ③ 自社の議決権のある株式の 50%超を、直接又は間接に保有している会社

また、内規により更に厳格な制限を設ける会社も珍しくはなく、例えば、処理準則が認める上記①の会社に対する保証提供について、内規により一定の限定を加えたり又は禁止する例などがよく見受けられます。

よって、台湾の株式公開発行会社等を JV パートナーとする JV 投資を検討する際、当該台湾の株式公開発行会社等と投資対象となる JV 会社との間において、上記のような処理準則及び内規上認められた関係にない場合には、(2)に後述する処理準則及びこれに基づく内規にて認められた特定の例外的な条件及び方法による場合を除き、当該台湾の株式公開発行会社等による JV 会社の債務に係る保証提供は、そもそも期待し得ないということになります。

例えば、日系企業が台湾の株式公開発行会社等を含む台湾系企業グループと合併事業を行う場合に、(a)当該台湾の株式公開発行会社等のみにより、JV 会社に対して直接又は間接に 50%超を出資する関係に立つ(すなわち、当該台湾の株式公開発行会社等にとって、JV 会社が上記②の会社に該当する)のであれば、内規による別段の定めがない限り、当該台湾の株式公開発行会社等が、単独で JV 会社に対して保証を提供することは可能です。他方、(b)当該台湾の株式公開発行会社等を含む台湾系企業グループ数社の JV 会社に対する出資を合算すると 50%超に至る(その意味では、台湾の株式公開発行会社等を核とした台湾系企業グループがマジョリティー出資を行っている」と評価できる)ものの、当該台湾の株式公開発行会社等のみでは直接及び間接分を合わせても JV 会社への出資が 50%以下にとどまるときは、仮に当該台湾の株式公開発行会社等の内規により上記①の会社に対する保証が禁止されているとすれば、当該台湾の株式公開発行会社等による保証の提供を得るためには、下記(2)で述べるプロラタ保証によるほかは認められない(その結果として、マイノリティー出資を自認し保証提供を意図していなかった日系企業が、思わぬところでプロラタ保証の提供を強いられ得る)ことに注意が必要です。

## (2) 例外的に保証行為が認められる場合(プロラタ保証)について

前述したとおり、台湾の株式公開発行会社等は、原則として、(1)に記載した①から③までの何れかに該当する会社(内規において制限又は禁止されている会社を除きます。)を債務者とする債務に係る保証しか提供することができませんが、仮にこれに該当しない場合であっても、処理準則 5 条 2 項又は 3 項並びにこれらに基づく内規に規定された、特定の条件及び方法に合致する場合には、例外的に保証行為をなすことが認められる余地が存します。

このうち、本稿においてフォーカスする JV 投資案件において援用可能な例外的場合としては、処理準則 5 条 3 項による、「共同出資契約上の規定に基づき、株主全員がそれぞれの出資比率に応じて共同出資先である会社の債務に係る保証をなす場合」があげられます。すなわち、台湾の株式公開発行会社等のみならず、日系企業を含む JV 会社の全ての株主がそれぞれの出資比率に応じたプロラタにより保証を提供するのであれば、当該 JV 会社が(1)に記載した処理準則又は内規上認められる会社に該当しない場合であっても、JV パートナーたる台湾の株式公開発行会社等は例外的に保証を提供し得ることになります<sup>7</sup>。

<sup>5</sup> 処理準則 5 条 1 項の規定の趣旨については、主管機関に当たる金管会による直接の明言こそないものの、「会社が適正範囲を超えて過度に第三者に対して裏書き・保証をなすことを防止するために、会社は自社と業務上の取引関係を有する他社又は持株比率が 50%を超える親会社若しくは子会社のみに対して保証をなすことができるという制限を設け、もって会社による保証の提供に関するリスクの低減を図るとともに、投資家の権利及び利益を保障する」点にあると、一般的に考えられています(同旨を判示中において述べる裁判例として、台北高等行政裁判所 98 年【西暦 2009 年】度訴字第 112 号判決等参照)。

<sup>6</sup> 但し、②及び③にいう「50%超」の「直接又は間接保有」の認定にあたっては、実務上、相当緩やかな基準が採られています。例えば、金管会による民国 97 年(西暦 2008 年)2 月 12 日付金管證六字第 0970004761 号通達によれば、「50%超」の認定に際しては、自社による対象会社に対する直接の出資比率に自社が 50%超出資する他社の対象会社に対する出資比率を単純合算して計算し得るのみならず、当該他社が 50%超出資する会社の対象会社に対する出資比率をもまた単純合算して計算し得ることが認められています。なお、この点についてのより具体的な計算方法については、金管会が公表している「処理準則に関する Q&A 集」(中文表記では、「公開発行公司資金貸與及背書保證處理準則問答集」。2012 年 12 月に直近修正済み。)の Q.10 に対する回答において、図表付きで詳しく説明されています。

<sup>7</sup> 但し、あくまでもかかる処理準則の規定に従った例外的条件及び方法による保証の提供を認める趣旨の内規の存在が前提となります。

### (3) 保証をなし得る金額の上限

処理準則 12 条 1 項 3 号の規定によれば、台湾の株式公開発行会社等は、当該株式公開発行会社等による単独及びその子会社分と合算しての、1 社あたりに対する保証額の上限及び総保証額の上限を、それぞれ内規によって定めるべきものとされており、かつ、当該株式公開発行会社等とその子会社分とを合算しての総保証額の上限を当該株式公開発行会社等の純資産の額の 50%以上に達する形で設定する場合には、株主総会においてその合理性及び必要性に関する説明を行わなければならないものとされています。もっとも、上記各保証額の上限についての具体的な基準や上限値については、処理準則上では明定されていません。

そこで、実務上は個社ごとの内規を確認し、かかる保証額の上限に関する定めについて、個別にチェックしておくことが重要となります。

## 4. まとめ

JV パートナーたる台湾の株式公開発行会社等による JV 会社に対する出資比率が直接又は間接に 50%を超える場合には、当該台湾の株式公開発行会社等が単独で JV 会社の債務に係る保証を提供することが、原則として可能です。

他方、台湾の株式公開発行会社等を含む台湾系企業数社で JV 会社に対しマジョリティー出資を行ってはいないものの、当該台湾の株式公開発行会社等のみでの出資比率は直接及び間接分を合わせても 50%を超えないという場合であって、かつ、当該台湾の株式公開発行会社等の内規において自社と業務上の取引関係を有する会社に対する保証提供が禁じられているときは、当該台湾の株式公開発行会社等による単独での保証提供は認められず、日系企業を含む JV 会社の全ての株主がそれぞれの出資比率に応じたプロラタにより保証を提供する場合にのみ、台湾の株式公開発行会社等による保証の提供が例外的に認められ得ることになります。つまり、JV 投資に参加する日系企業は、台湾証券取引法及び処理準則の適用対象ではありませんが<sup>8</sup>、台湾の株式公開発行会社等による JV 会社に対する保証の提供が合併事業の実行の上で必須であるという場合には、その保証の提供に伴い、事実上、日系企業としても出資比率に応じたプロラタによる保証の提供を強いられることがあり、特に注意が必要といえます。



そん いんちえん  
孫 櫻倩

西村あさひ法律事務所 外国法パートナー\*

[i.sun@jurists.co.jp](mailto:i.sun@jurists.co.jp)

\*外国法共同事業を営むものではありません。

2003年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2014年外国法事務弁護士登録(第一東京弁護士会)。2003年～2006年台北の寰瀛法律事務所(Formosan Brothers 法律事務所)ほかにて勤務。日本を拠点として活動する数少ない台湾弁護士の一人として、M&A、ファイナンス、国際取引全般、独占禁止法、及び知財争訟などを中心に、日台間の幅広い渉外案件に従事。



こ うえいとく  
呉 盈徳

西村あさひ法律事務所 台湾法弁護士

[y.wu@jurists.co.jp](mailto:y.wu@jurists.co.jp)

2011年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2011年～2014年台北の寰瀛法律事務所(Formosan Brothers 法律事務所)にて勤務。2014年4月に西村あさひ法律事務所に入所。M&A、コーポレート、知的財産案件などに広く携わる。

<sup>8</sup> 当該日系企業自身が、台湾における株式公開発行会社又はその子会社に該当する場合を除きます。

論文情報 (2015 年 11 月～2016 年 1 月)

- \* 「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」の解説 武井一浩・森田多恵子、旬刊商事法務 No.2088(2015 年 12 月 25 日号)
- \* 「法人税法 132 条、132 条の 2 と運用の捉え方 - ヤフー事件、IBM 事件を踏まえて」 太田洋、税務弘報 2016 年 1 月号(Vol.64 No.1)
- \* 「監査役監査基準等改定および監査等委員会監査等基準制定についての解説 - 平成 26 年改正会社法およびコーポレートガバナンス・コードへの対応 -」 武井一浩、旬刊商事法務 No.2086(2015 年 12 月 5 日号)
- \* 「上場会社による種類株式の活用と課題[下] - 株式の中長期保有促進に向けた動きとトヨタの AA 型種類株式 -」 太田洋、旬刊商事法務 No.2086(2015 年 12 月 5 日号)
- \* 「金融×IT 対談」 武井一浩、金融 IT フォーカス 2015 年 12 月号
- \* 「監査等委員会監査等基準の制定について」 武井一浩、月刊監査役 No.647(2015 年 12 月号)
- \* 「上場会社による種類株式の活用と課題[上] - 株式の中長期保有促進に向けた動きとトヨタの AA 型種類株式 -」 太田洋、旬刊商事法務 No.2084(2015 年 11 月 25 日号)
- \* 「ラテンアメリカ進出法務の基礎(3・完)」 山口勝之・森本大介・清水誠、NBL No.1062(2015 年 11 月 15 日号)
- \* 「M&A 契約研究会 第 2 回「表明・保証」」 中山龍太郎、論究ジュリスト No.15(2015 年秋号)
- \* 「M&A 関連法制の動向と実務への示唆 [2015 年版]～法務・税務実務におけるガバナンス改革とグローバル M&A の課題を語る～」 武井一浩・高木弘明、M&A 専門誌マール 2015 年 12 月号(254 号)
- \* 「Practical Law Public Mergers and Acquisitions Global Guide 2015/16 (Japan Chapter)」 岩倉正和・山本晃久、Practical Law Public Mergers and Acquisitions Global Guide 2015/16

セミナー情報 (2015 年 11 月～2016 年 1 月)

開催済

- \* 種類株式を活用した M&A・資金調達の実務 大井悠紀
- \* TPP における ISDS 条項のインパクト 柴田寛子
- \* 対日投資セミナー 鈴木学、張翠萍
- \* 株式譲渡の際の留意点及び株式譲渡契約作成の際のポイント 森本大介
- \* 裁判所からは見えてこない企業及び企業取引の経済合理性 太田洋
- \* 企業再編・M&A の基礎 鈴木正靖

当事務所は、M&A 分野における日本のリーディング・ファームとして、多様な業種の事業会社及び投資ファンド等による、様々な手法を用いた企業買収、グループ内事業再編、事業再生型 M&A、ゴーイング・プライベート、MBO、その他あらゆる種類の M&A 案件を取り扱っております。また、クロス・ボーダー案件についても、アウトバウンド・インバウンド案件双方について、欧米に限らず、近年増加しているアジア諸国の M&A 案件を含め、多数の案件に関与しております。当事務所は、M&A 分野に関する最先端の知識並びに豊富な経験及びノウハウに基づき、また、必要に応じて、他の分野及び実務の動向に精通した当事務所の多数の弁護士・外国法事務弁護士等と協働することにより、迅速かつ的確なリーガルサービスを提供しております。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、M&A 分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。西村あさひ法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネススタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。